

公社分収林収穫事業 事業説明書

公益社団法人 島根県林業公社

1 事業の目的

島根県林業公社では、県下16市町に所在する1900団地、2万1千ヘクタールの分収造林地を維持管理しています。これらの造林地は、複数の土地所有者から共同提供され、集約化された造林地であり、木材需要に対して計画的に原木供給できるよう造成されたものです。

分収造林地の多くは未だ保育を必要とするものの、昭和40年代の契約地では成熟期を迎えつつあり、地域の木材産業への供給のほか、バイオマス需要への供給も期待されているところです。

一方で、大面積の契約地を一斉皆伐することは、森林の持つ公益的機能の低下を招く危険があるとともに、跡地更新の問題も発生します。

こうしたことから、島根県林業公社では、契約地を数回に分割し、1伐区の規模を抑えた小面積皆伐を行うことにより、公益的機能の維持確保にも配慮した収穫を進めています。

2 実施方針

(1) 林業公社の収穫事業は、立木伐採から原木売払いまでの流れをいい、各木材関係事業体の専門性を考慮し、次の2つに分離して事業を行うこととします。

ア 立木の伐採から生産された素材(原木)の集積までを行う「収穫伐採システム」

イ 山土場に集積された原木を売払う「原木安定供給システム」

(2) 最終の収穫伐採までには長期間を要することから、「収穫伐採システム」、「原木安定供給システム」のいずれも、事業地全体の特性を踏まえた企画提案型コンペにより事業体を選定します。

(3) 選定された事業体とは、事業地全体の収穫が完了するまでの期間の協定を締結します。また、各回の収穫伐採ごとに収穫伐採請負契約及び収穫伐採木売買契約を締結し、収穫事業を進めていきます。

(4) 提案を募集する事業地は、実施事業体が数年先まで事業地を計画的に確保できるように、事業開始可能年度が3年先の収穫事業予定地まで募集を行います。

3 収穫事業への参加資格

(1) 収穫事業に参加できる者は、島根県内に所在し、かつ、次のいずれかに該当する者としてします。

ア 「島根林業魅力向上プログラム(平成30年3月7日付け林第1094号)」の第2に基づく登録を受けた事業体

イ 「林業労働力の確保の推進に関する法律(平成8年3月24日法律第45号)」の第5条に基づく認定を受けた事業体

ウ 木材市場

エ 林業公社理事長が特に認めた者

4 企画提案の条件

(1) 収穫伐採システム

ア 収穫伐採の概要

事業地毎に指定された以下の伐採方法により、当該事業地全体（各回の伐採全て）について、計画的に実施していくことが必要です。

〔伐採方法A〕

協定期間内において、事業地全体を最短6年間隔で、3回に分けて伐採します。
各回の伐採は、全体面積の1/3相当の面積（伐採率の下限30%）について、1ha以内の皆伐区域をモザイク状に複数設けて、伐採し、原木を土場に集積します。（それぞれ伐区との間隔は20m以上確保すること。）

〔伐採方法B〕

協定期間内において、事業地全体を最短6年間隔で、2回に分けて伐採します。
各回の伐採は、全体事業地を50%程度の列状（帯状）により伐採し、原木を土場に集積します。（列幅は平均樹高の2倍までとすること。）

イ 収穫伐採地の更新

上記伐採方法Aによる収穫伐採後、一貫作業として植栽・下刈りを実施することができます。

ウ 路網の計画

路網を開設することにより収穫全体のコスト抑制が可能となる場合は、事業体において路網の整備を行っていただきます。

エ 価格の提案

立木の事前調査は事業体において行い、素材生産見込み数量を把握のうえ、素材の生産単価を提案していただくこととします。

(ア) 立木の伐採から現地土場集積までの作業とします。

(イ) 跡地の更新確保と資源の有効利用の観点から、原則として伐採木の全てを集材・搬出し、利用しない材については、玉切り・枝払いを行い路肩に集積・整理していただきます。また、枝葉や枯損木については更新に支障のないよう林内に棚積みし整理していただきます。

(ウ) 樹種別及び用材（建築用、合板用）、チップ材（パルプ用、エネルギー用）の別に区分して、素材生産単価を提案していただきます。

(エ) 上記イを併せて実施しようとする場合は、収穫伐採から植栽保育（植栽後5年間）にいたる一貫作業に係る計画を提案していただきます。

オ 提案単価の見直し

2回目以降の伐採時に既設路網の補修が必要となった場合等、不測の事態が発生した場合には、提案単価の見直しが可能です。

カ 事業実施期間

(ア) 複数の事業地について企画提案を行う場合、着手時期又は事業実施期間が複数年にわたる提案も可能とします。

ただし、企画提案の審査の結果、採用事業地が少なくなった場合等には、着手時期又は実施期間の変更を協議させていただく場合があります。

(イ) 事業着手の時期は、事業地毎に定められた事業開始可能年度以降とします。

キ 事業の実施

企画提案を採用した事業体と公社は、事業地全体の収穫伐採についての協定を締結し、さらに、各回の収穫伐採ごとには収穫伐採請負契約及び収穫伐採木売買契約を締結し、収穫伐採を行います。

また、事業の実施にあたって必要となる以下の事項については、事業体において行っていただきます。

(ア) 保安林等法令等の制限がある場合は、事前に許可申請等の手続きを行うこと。

(イ) 事業地と隣接地の境界確認が必要となる場合は、土地所有者に確認すること。（その場合、必要に応じて公社も立会します）

- (ウ) 土場や集材路開設のため事業地外の土地を使用する必要がある場合は、その用地について所有者の承諾を得ること。
- (エ) 集材路等の開設が必要となる場合は、補助事業を有効に活用することとし、その補助申請等の手続きを行うこと。
開設に当たっては、島根県森林作業道作設指針に合致するよう努めること。
また、協定締結期間中は、自ら、事業地内の路網の維持管理を行うこと。
- (オ) 林業機械を使用する場合は、使用機械に応じた免許取得者あるいは講習受講者を従事させること。
- (カ) 伐採区域の測量など、公社が指示する「事業の出来高管理」を行うこと。

(2) 原木安定供給システム

ア 原木安定供給の概要

収穫伐採により土場に集積される原木について、その全てを買受けていただくことを条件として、現地土場での売払いを行います。

イ 価格の提案

原木の現物が無い状態での予約取引となることから、買受け事業者としての原木の見込み数量と樹種・用途ごとの買受け単価を提案していただくこととします。

(ア) 現地の土場渡しとし、積込み・運搬などの経費は買受け者の負担となります。

(イ) 用材（建築用、合板用）、チップ材（パルプ用、エネルギー用）それぞれについて、納材先を踏まえた買受け単価を提案していただきます。

ウ 原木取引

企画提案を採用した事業者と公社は、事業地全体の原木取引についての協定を締結し、さらに、各回の収穫伐採ごとに収穫伐採請負契約及び収穫伐採木売買契約を締結し、取引を行います。

エ 取引の条件

(ア) 土場の状況に応じ、一定量集積の都度引渡しを行いますので、引渡した日から1ヶ月以内に引き取っていただきます。

(イ) 各収穫伐採時期ごとに、原木の全てを引渡した日から1ヶ月以内に、代金を納付してください。

5 企画提案への参加

各システムに参加しようとする時は、必要に応じ、事業地情報（図面、様式の電子データ、留意事項など）を公社に請求のうえ、提案書を作成し提出してください。

(1) 提出期限 別紙のとおり

(2) 提出場所 【松江・雲南・出雲・隠岐地域管内】

公益社団法人 島根県林業公社

松江市黒田町432番地1 土地改良会館3階

【県央・浜田・益田地域管内】

公益社団法人 島根県林業公社 西部事務所

大田市大田町大田口984番地5（あおきビル2階）

6 企画提案書作成上の留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。

(2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案を無効とします。

7 企画提案の審査及び採用・不採用に関する事項

提出された企画提案については、審査会を設け厳正かつ公平に審査し決定するとともに、審査の結果について書面で通知します。